

遺留分制度に関する見直し について(三読)

部会資料16について(解説)

第1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

◆ 部会資料のポイント

- ・ 減殺請求権から生ずる権利の金銭債権化
- ・ 金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、受遺者等は、現物による返還を求めることができる。
- ・ 受遺者等の現物による返還の請求の効果をどのように考えるかという点で、【甲案】を中心に、【甲-1案】から【甲-3案】までの3つの考え方を提示

[考え方の相違点]

- (1) 現物による返還の請求がされた場合に、**裁判所の判断により現物返還の効果が生ずると考えるのか**(【甲-1案】、【甲-2案】)、それとも、**現物による返還の請求がされた時点で現物返還の効果が生ずると考えるのか**(【甲-3案】)
- (2) 現物返還の目的財産の指定権を、裁判所に与えるのか(**裁判所の裁量に委ねるのか**)(【甲-1案】)、それとも、**受遺者等に与えるのか**(【甲-2案】)

1 【甲-1案】について（考え方の骨子）

（赤字が【甲-2案】との相違点）

- (1) 減殺請求権の行使→金銭債権発生(①)
受遺者等は、現物による返還を求めることができる(②)
- (2) 当事者間に現物返還の目的物について協議が調わない場合は、
受遺者等が、訴えを提起し、裁判所がその内容を定める(③)。
 - ← 訴えの提起は、金銭請求訴訟の事実審の口頭弁論終結時までには提起しなければならない(④)
 - ← 金銭請求訴訟と現物返還目的物確定訴訟は、併合審理する(⑤)
 - ← 裁判所の判断の考慮要素については、法定する(⑥)
- (3) 判決が確定した場合には、減殺請求時に遡って、金銭債務が消滅し、
また、目的財産の所有権(権利)が移転する(⑦)

○【甲-1案】における論点

- (1) 減殺請求権の意思表示について
- (2) 金銭債務の遅延損害金について
- (3) 当事者間の協議について
- (4) 現物返還目的物確定訴訟の訴訟構造等について

(1) 減殺請求権の意思表示について (①)

(パブコメにおける指摘)

- ・ 減殺請求権の意思表示の際に、金額を明示して行う必要があるのか？
- ・ 消滅時効(時効中断効)との関係をどのように考えるのか？

(基本的な考え方)

①減殺請求権の意思表示 (→ 金銭債権が発生)

②金銭債権に係る履行請求

観念的には、別の意思表示

→ そうだとすると、減殺請求権の意思表示により、客観的には1000万円の金銭債権が発生している場合に、遺留分権利者が当初は500万円しか支払いを求めなかった場合は、いわゆる一部請求の問題として処理が可能

(2) 金銭債務の遅延損害金について

(中間試案の考え方)

- ・ 減殺請求から3か月は遅延損害金は生じない
- ・ 現物返還の意思表示があった場合には、裁判等が確定するまでの間は、遅延損害金が生じない

(パブコメにおける指摘)

- ・ 一般の金銭債権との整合性に欠ける
- ・ 現物返還の意思表示が濫用的に使われる

(今回の提案)

- ・ 一般の金銭債権と同様に、請求時から履行遅滞に陥るものと整理(①後段、②後段を削除)
- ・ 現物返還の効果については、㉞判決確定時に生じるという考え方と、㉟減殺請求時など過去に遡らせて生じさせるという考え方があるが、判決主文の簡明さ等を考慮すると、㉟説が適当(㉞の規律)
 - 現物返還の目的財産の価額に相当する金銭債務については、減殺請求時に消滅するので、それ以降は遅延損害金が生じないが、返還に係る目的財産についての果実は、遺留分権利者が取得することができる。

(3) 当事者間の協議について (㊸)

(問題意識)

現物返還の目的物につき、当事者間に協議が成立したときは、金銭債務の全部又は一部が消滅するが(㊸の規律)、その協議の内容をどのように考えるか？

- ㊸ 目的物についての協議
- ㊹ 目的物+その価額についての協議

(考え方)

両論ありうるが、消滅する債務の範囲が明確にならないと、権利関係が不安定になるおそれがあるので、㊹説が適当ではないか。

→ 判決主文も、消滅する金銭債務の範囲を明らかにした方がよい。

<主文例> 1000万円金銭債務、そのうち600万円分をC土地で弁済(返還)

- 1 Yは、Xに対し、400万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え【金銭請求に対応した給付判決】。
- 2(1) YがXに対して600万円の支払に代えて返還すべき財産を、C土地と定める。
【現物返還目的物確定請求に対応した形成判決】
- (2) Yは、Xに対し、C土地の所有権移転登記手続をせよ。
【上記形成判決の確定を前提とした将来請求に対する給付判決】
- 3 Xのその余の請求を棄却する。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

(4) 現物返還目的物確定訴訟の訴訟構造等について (③～⑤)

ア 受遺者等に訴え又は反訴の提起をさせることについて

(部会資料14)

反訴等の提起を擬制する規律の提案 ← 部会における指摘

(今回の提案)

受遺者等による訴え(反訴)を提起させる(③)

イ 訴えの出訴期限について

(中間試案)

現物返還の意思表示は、滅殺請求時から3か月という限定

(パブコメにおける指摘)

相続財産の全体像が把握し難い時期に、現物返還の判断は不可能。不当に短いのではないか。

(今回の提案)

現物返還目的物確定訴訟の出訴期限を設けるかどうかが問題

→ 事実審の口頭弁論終結時まで限定する(④)

ウ 金銭請求訴訟との関係について

(今回の提案)

- ・ 反訴強制という考え方 → 必ずしも反訴できない場合もある(例:金銭債権が差押えされた場合)
- ・ 併合強制の規律を設けたらどうか(⑤)。

2 【甲-2案】について（考え方の骨子）

（青字が【甲-1案】との相違点）

- (1) 減殺請求権の行使→金銭債権発生(①)
受遺者等は、現物による返還を求めることができる(②)
- (2) 現物返還の目的物についての指定権は受遺者等有する。
当事者間に協議が調わない場合は、受遺者等が、訴えを提起し、裁判所の判断により返還が決まる(③)。
 - ← 訴えの提起は、金銭請求訴訟の事実審の口頭弁論までに提起しなければならない(④)
 - ← 金銭請求訴訟と現物返還目的物確定訴訟は、併合審理する(④)
 - ← 裁判所は、指定権の行使が、遺留分権利者の利益を害する目的でされた場合その他当事者間の衡平を害することとなる特別の事情があると認める場合は、請求棄却できる(⑤)
- (3) 判決が確定した場合には、減殺請求時に遡って、金銭債務が消滅し、また、目的財産の所有権(権利)が移転する(⑦)

○【甲-2案】における論点

(1) 受遺者等に指定権を与えることについて (③)

(【甲-1案】について指摘されている問題点(受遺者等に指定権を与える必要性))

- ・ 現物返還の内容につき, 当事者間に争いが生じる
- ・ 予測可能性が低い

(理論面における許容性)

- ・ 受遺者が, 遺贈を放棄した場合は, 遺留分権利者はそこから満足を得なければならない地位にある。遺留分権利者が権利行使をした時点で, 再度事後的な放棄を認めるのと同様の権利を付与することも相応の合理性があると考えられる。

(2) 指定権の行使が, 遺留分権利者の利益を害する目的でされた場合その他当事者間の衡平を害することとなる特別の事情がある場合について (⑤)

一定の場合には, 現物返還の指定権を受遺者等に与えるのが相当ではない場合(価値のない山林, 環境汚染がある不動産が指定された場合等)があると思われる。

他にどのような事情が考えられるか?

裁判所の裁量をどの範囲で認めるのが相当か?

(3) その他

受遺者等の指定権の対象(遺贈又は贈与の目的財産であればいずれでもよいか)

3 【甲-3案】について（考え方の骨子）

（緑字が【甲-2案】との相違点）

- (1) 減殺請求権の行使→金銭債権発生(①)
受遺者等は, 現物による返還を求めることができる(②)
 - (2) 現物返還の目的物についての指定権は, 受遺者等有する(②)
 - (3) 受遺者等が指定権を行使した時に, 金銭債務が消滅し, また, 目的財産の所有権(権利)が移転する(③)
- 反訴等を提起させる必要がなくなり, 規律が簡明になる。

○【甲-3案】における論点

- (1) **現物による返還を求める権利行使の時的限界について**
時的限界を設ける必要性は、【甲-1案】【甲-2案】に同じ
ただし、規律を設ける必要性があるか否かは要検討
→ 金銭請求訴訟の既判力により、現物による返還を求める権利
(抗弁)が遮断されるか。

(参考)取消権・解除権・相殺権・建物買取請求権についての最高裁判例

- (2) **現物返還の対象物の変更について**

指定権の行使に実体法上の効果を付与すると、現物返還の対象物を事後的に変更したい場合に対応することができるか？

- 訴訟における形成権の行使と私法上の効果についてどのように考えるべきか？
- 多数説によれば、形成権の行使(抗弁)についての判断がされない場合には、実体法上の効果も生じないと解されている(条件説)。

そうすると、判断が出るまでの間は、抗弁の撤回・追加(変更)は可能と考えられる。

- 目的物の指定権に実体法上の効果を与えたとしても、柔軟な対応は可能になる。

第2 遺留分の算定方法の見直し

(遺留分の計算方法)

遺留分侵害額

= (遺留分の算定の基礎となる財産の額) × (総体的遺留分率) × (法定相続分率) - (遺留分権利者の特別受益の額) - (遺留分権利者が相続によって得る積極財産の額) + (遺留分権利者が相続によって負担する債務の額)
(最判平成8年11月26日)

遺留分の算定の基礎となる財産

= (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額) + (第三者に対する生前贈与の額(原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)

(民法第1029条, 第1030条)

1 遺留分の算定の基礎となる財産に関する規律(1)

(1) 相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

(現行法)

- ・ 第三者に対する生前贈与は, 相続開始1年前のものに限定
- ・ 相続人に対する生前贈与は原則全て算入(判例)

(問題点)

相続人に対する古い贈与が算入されることにより, その存在を知り得ない第三者の受遺者に対する減殺の範囲が変わる。第三者の法的安定性を害する。

(中間試案)

相続人に対する贈与も一定の範囲(例えば5年間)に限定

(パブコメにおける指摘)

- ・ 賛否両論
- ・ 相続人間の公平に反する。5年間は短すぎる。

(今回の提案)

- ・ 相続人に対する生前贈与の範囲は, 10年間に限定
- ・ 民法第1030条後段(害意がある場合)の規律は維持

(参考)

遺留分の算定の基礎となる財産

= (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額)
+ (第三者に対する生前贈与の額(原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)

何年前までの生前
贈与を算入するか?

1 遺留分の算定の基礎となる財産に関する規律(2)

(2) 負担付贈与に関する規律

(現行法) 減殺の対象は負担部分を除いた部分に限定(民法第1038条)

負担部分

負担を除いた部分
= 減殺対象

→ 遺留分の算定の基礎に加えるのが、負担部分を含む全体か(全額算入説), それとも負担部分を除いた部分に限るのか(一部算入説), 対立がある。

(今回の提案の考え方) **一部算入説を採用する**

∵ 部会資料13において詳述

全額算入説だと逆転現象(贈与をもらっている人の方が、最終的な取得額が少ない)が生じる

負担部分が負担なのか, 費用の前払いなのか微妙なケースも多い。

(参考)

遺留分の算定の基礎となる財産

= (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額)
+ (第三者に対する生前贈与の額(原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)

この贈与が負担付贈与であった場合の規律

負担付贈与における問題点（注3）

（問題の所在）

負担部分の価額が大きい場合には、遺留分算定の基礎となる財産の価額が小さくなることにより、遺留分権利者の遺留分が計算上小さくなるという問題がある。

（考え方）

負担部分の価額が大きい場合には、その受益者についても、実質的には受遺者又は受贈者であるとして、負担部分についても遺留分の算定の基礎に加えるとともに、減殺の対象とすべきと解釈することが可能ではないか。

【事例】

相続人がXのみで、被相続人が第三者Aに対し、8000万円を第三者Bに対して渡すという条件に死亡半年前に9000万円を贈与した。その他に遺産はないものとする。そして、XがAに対して減殺請求をした。

（一部算入説による計算）

$$Xの遺留分 (9000万-8000万) \times \frac{1}{2} = 500万$$

X→A 500万円しか減殺請求できない。

（全額算入説による計算）

$$Xの遺留分 9000万 \times \frac{1}{2} = 4500万$$

X→A 1000万円（負担部分のみ）しか減殺請求できない。

（Bも受贈者であると考えた場合の計算）

$$Xの遺留分 9000万 \times \frac{1}{2} = 4500万$$

AとBが同順位の受贈者であるとする、 X→A 500万円、 X→B 4000万円 それぞれ減殺請求できる。

負担部分を控除し、かつ、その負担部分が大い、この額が小さくなり、結局、遺留分額も小さくなる。

（参考）

遺留分の算定の基礎となる財産

= (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額) + (第三者に対する生前贈与の額 (原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)

その他の論点(第2)

2 不相当な対価による有償行為に関する規律

(現行法)

- ・ 遺留分の算定の基礎となる財産には、対価を控除したものを加算
- ・ 減殺の対象は、全額(その代わりに対価を償還する。)

(問題点)

減殺請求により生ずる権利を金銭債権化する以上、全額を減殺の対象とし、対価を償還させるというスキームを採用する必要性は乏しい

(今回の提案)

- ・ 遺留分の算定の基礎となる財産には、対価を控除したものを加算(現行法と同じ)
- ・ 減殺の対象は、控除後のものとする

不相当な対価による有償行為のうち、一定のものを贈与とみなし、計算及び減殺の対象とする

<参考>

遺留分の算定の基礎となる財産

= (相続時における被相続人の積極財産の額) + (相続人に対する生前贈与の額) + (第三者に対する生前贈与の額(原則1年以内)) - (被相続人の債務の額)

3 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

(今回の提案)

具体的相続分に相当する額を控除する(ただし、寄与分は考慮しない)(既分割の場合も含む。)

<参考>

遺留分侵害額

= (遺留分の算定の基礎となる財産の額) × (総体的遺留分率) × (法定相続分率) - (遺留分権利者の特別受益の額) - (遺留分権利者が相続によって得る積極財産の額) + (遺留分権利者が相続によって負担する債務の額)

遺産分割が未了な場合も、既に行われている場合も、具体的相続分(遺産分割が行われた場合に、取得できる額)に相当する額を控除する。

第3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いについて

[ポイント]

・ 下記の計算式のとおり、遺留分権利者が相続によって負担する債務がある場合には、遺留分侵害額(遺留分権利者が実際にもらえる額)の算定において、その債務の額を加算する取扱いをるところ(債務を弁済しても、なお手元に残るようにする。)、今回の提案は、いずれも、その加算の額をどのように定めるか、について規律するもの。

(1) 第3の1

受遺者又は受贈者が、遺留分権利者の債務を消滅させる行為をした場合に関する規律

(2) 第3の2

相続分の指定や包括遺贈により、内部的な債務負担割合が定められた場合に関する規律

[参考]

遺留分侵害額

= (遺留分の算定の基礎となる財産の額) × (総体的遺留分率) × (法定相続分率) - (遺留分権利者の特別受益の額) - (遺留分権利者が相続によって得る積極財産の額) + (遺留分権利者が相続によって負担する債務の額)

1 受遺者又は受贈者が、遺留分権利者の債務を消滅させる行為をした場合に関する規律

〔中間試案の考え方〕

遺留分権利者が承継した相続債務について、受遺者等が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した債務額の限度で減縮する。

〔問題点〕

- (1) 遺留分権利者の権利の内容が当然に減縮されることになる。
- (2) 弁済等をした受遺者等以外の受遺者等に対する金銭債権についても減縮されることになる。

→ 求償債権の処理につき困難な問題

(部会資料p20, (注1)(注2))

〔今回の提案〕 上記の問題点を解消するために修正

遺留分権利者が承継した相続債務について、受遺者等が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者が**当該受遺者等に対して有する権利は**、**当該受遺者又は受贈者の請求により**、その消滅した債務額の限度で減縮される。

このような規律を設ける意義は？ 相殺との違いは何か？

(詳細は(注4)参照)

(1) 受遺者又は受贈者が免責的債務引受をした場合

- ① 免責的債務引受では求償債権は発生しない
- ② 相殺での処理はできないが、遺留分権利者が支払を要しない債務につき、加算をする必要はない。

(2) 減殺請求権を行使した後に弁済期未到来の相続債務を第三者弁済した場合

- ① 弁済期未到来なので、相殺することはできない。
- ② 相殺での処理はできないが、遺留分権利者が支払を要しない債務につき、加算をする必要はない。



規律を設ける必要性がある

2 相続分の指定や包括遺贈により、内部的な債務負担割合が定められた場合に関する規律

[問題の所在]

- ・ 相続分の指定又は包括遺贈 → 債務の内部的な承継割合が変更(中間試案第3・2・(2)・②)
- ・ 加算する「遺留分権利者が相続によって負担する債務の額」は、どのように算定すべきか？

[考え方]

A説 対内的な負担割合で計算する。

B説 債権者の承諾があった場合は変更後の負担割合で加算し、承諾がない場合は法定相続分の割合で加算する。

C説 法定相続分の割合で加算する。

[今回の提案]

A説を採用

(理由)

- ① 最判平成21年3月24日の考え方(全部相続させる旨の遺言があったケースにおいて、A説を採用)
- ② B説及びC説を採用すると、指定相続分の少ない者の方が、最終的な取得額が多いという逆転現象が生じることがある。

[参考1] 中間試案第3・2・(2)

(2) 義務の承継に関する規律

- ① 被相続人が相続開始時に負担していた債務が可分債務である場合には、各相続人は、その法定相続分に応じてその債務を承継するものとする。
- ② ①の場合において、**相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。**
- ③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じてその債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によってその債務を承継するものとする。

[参考2]

遺留分侵害額

$$= (\text{遺留分の算定の基礎となる財産の額}) \times (\text{総体的遺留分率}) \times (\text{法定相続分率}) - (\text{遺留分権利者の特別受益の額}) - (\text{遺留分権利者が相続によって得る積極財産の額}) + (\text{遺留分権利者が相続によって負担する債務の額})$$